

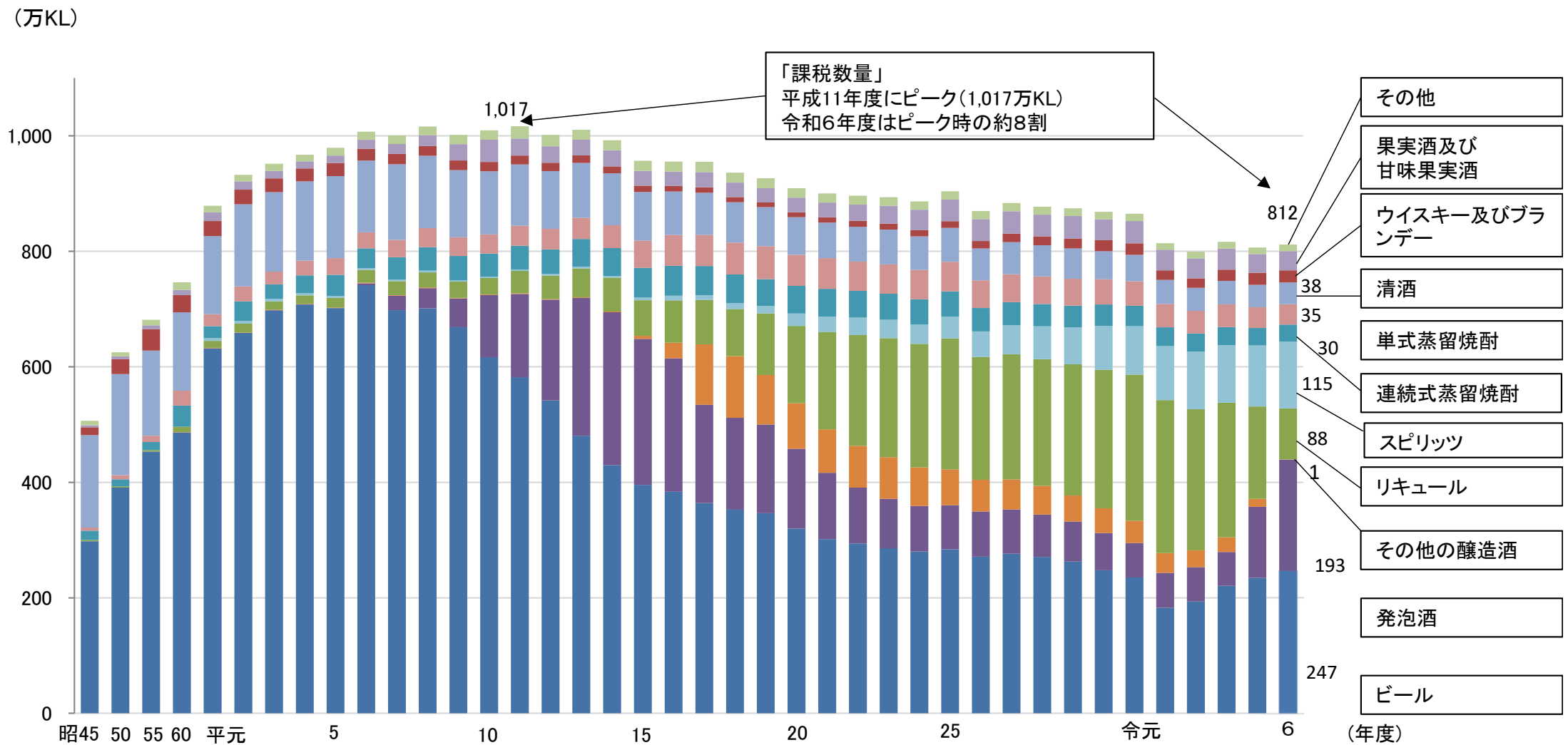
酒類業振興に係る取組（補助事業）について

2026年6月

国税庁

酒税課 酒類業振興・輸出促進室

酒類課税数量の推移



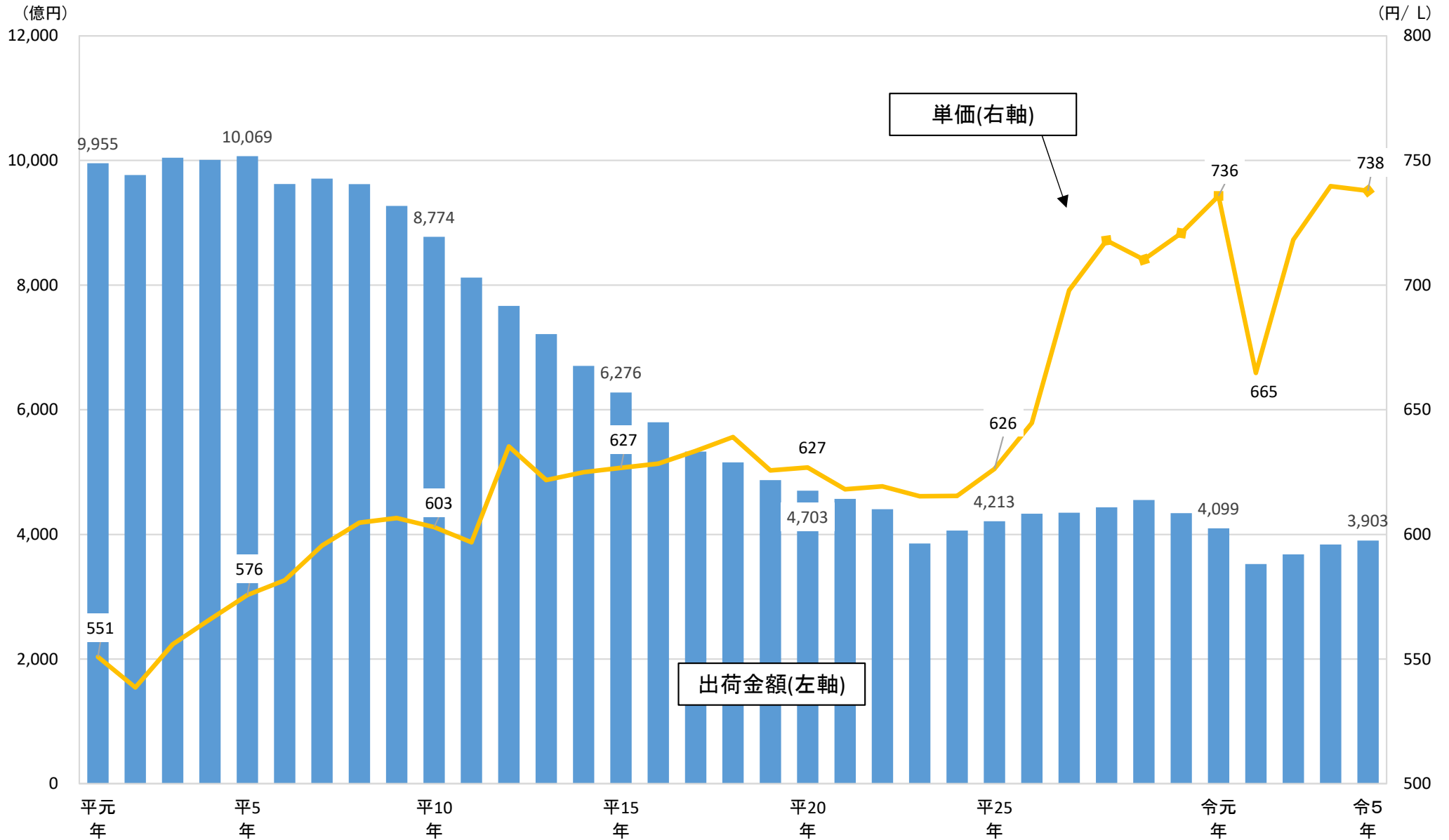
出典：国税庁統計年報より作成

※昭和60年度以前は「その他」に「スピリッツ」が含まれている。

都道府県別の製造免許場数

国税局	都道府県	製造免許場数（単位：場）	国税局	都道府県	製造免許場数（単位：場）	
札幌	北海道	429	大阪	滋賀	157	
	仙台	青森		172	京都	275
岩手		234		大阪	221	
宮城		258		兵庫	462	
秋田		282		奈良	166	
山形		428		和歌山	167	
福島		507		計	1,448	
計		1,881		広島	鳥取	137
関東信越	茨城	359			島根	207
	栃木	292			岡山	315
	群馬	250			広島	298
	埼玉	327			山口	239
	新潟	668			計	1,196
	長野	803	高松	徳島	189	
	計	2,699		香川	85	
東京	千葉	394		愛媛	261	
	東京	425		高知	170	
	神奈川	310	計	705		
	山梨	566	福岡	福岡	508	
	計	1,695		佐賀	175	
金沢	富山	86		長崎	158	
	石川	126	計	841		
	福井	100	熊本	熊本	239	
	計	312		大分	302	
名古屋	岐阜	434		宮崎	189	
	静岡	377		鹿児島	419	
	愛知	491		計	1,149	
	三重	308	沖縄	219		
	計	1,610	沖縄	219		
			全国計	14,184		

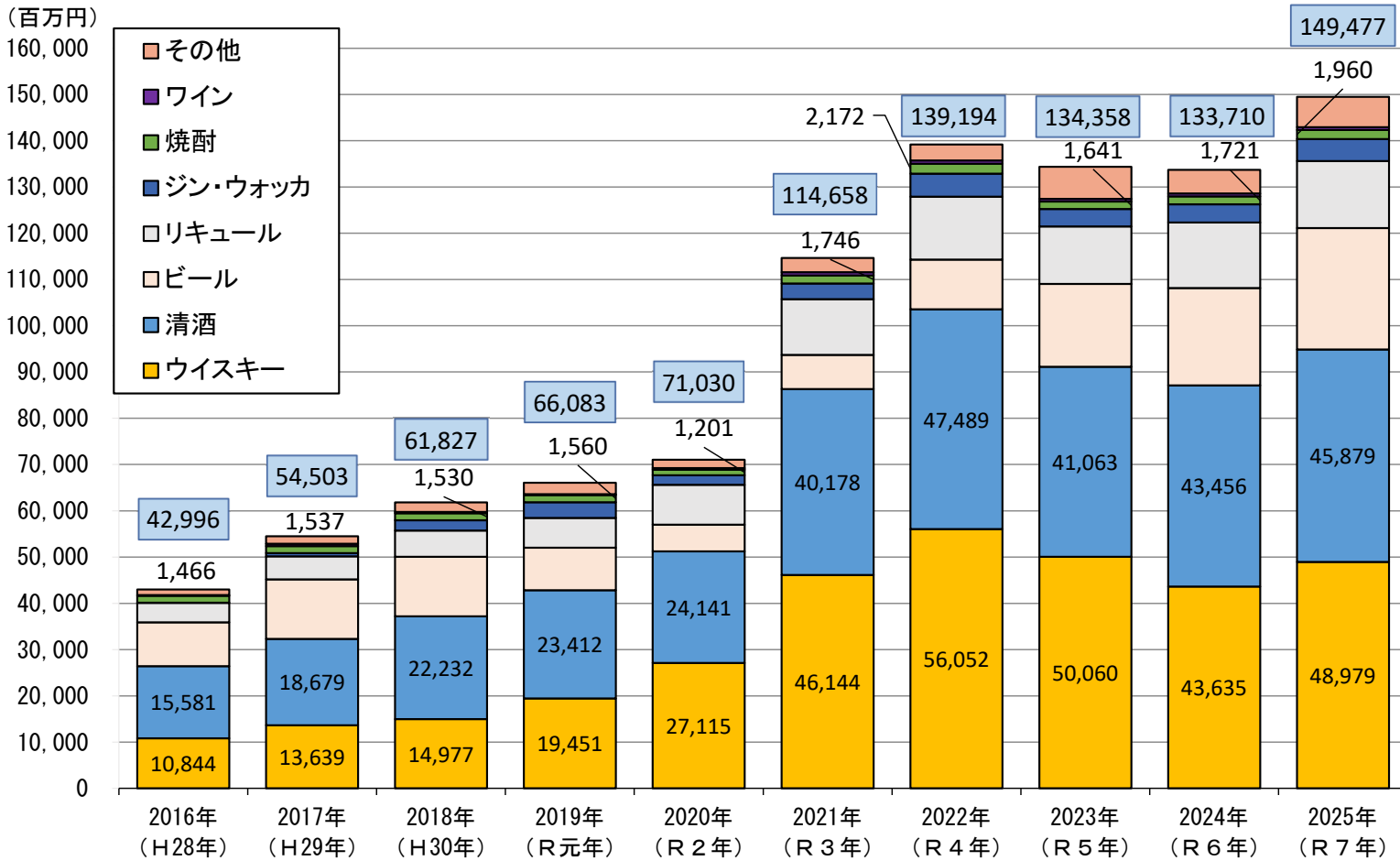
清酒製造業の出荷金額と単価の推移



(注) 令和2年以前は従業員4人以上の事業所、令和3年は全事業所
 (出典) 「工業統計調査」、「経済センサス-活動調査」、「経済構造実態調査
 (製造業事業所調査)」(全て総務省・経済産業省発表)より国税庁作成

最近の日本産酒類の輸出動向について

- 2025年の輸出金額は、過去最高の1,495億円(対前年比+11.8%)。
- ほぼすべての品目で前年比増となり、特にビール、リキュールについては過去最高額となった。単月ベースでは、2024年8月から17か月連続で前年同月比増を達成。



○ 2025年の輸出金額の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出金額 (億円)	93.2	131.4	138.1	147.7	133.2	132.9	118.4	115.7	118.6	116.5	115.0	133.9	1,494.8
対前年比 (%)	+8.3	+26.3	+16.9	+15.9	+21.3	+8.6	+5.7	+10.9	+3.5	+3.3	+12.9	+8.4	+11.8

○ 品目別輸出金額

(単位: 百万円)

品目	2024年	対前年増減率	2025年	対前年増減率
ウイスキー	43,635	▲12.8%	48,979	+12.2%
清酒	43,456	+5.8%	45,879	+5.6%
ビール	21,045	+17.5%	26,265	+24.8%
リキュール	14,191	+14.1%	14,471	+2.0%
ジン・ウォッカ	3,912	+4.1%	4,750	+21.4%
焼酎	1,721	+4.8%	1,960	+13.9%
ワイン	643	+13.4%	603	▲6.2%
その他	5,109	▲26.3%	6,571	+28.6%
合計	133,710	▲0.5%	149,477	+11.8%

○ 輸出金額上位10か国・地域

(単位: 百万円)

国・地域	2024年	対前年増減率	2025年	対前年増減率
中華人民共和国	24,471	▲23.9%	29,230	+19.4%
アメリカ合衆国	26,468	+11.6%	27,700	+4.7%
大韓民国	16,938	+18.7%	19,384	+14.4%
台湾	15,943	+18.0%	17,414	+9.2%
シンガポール	7,757	+0.8%	9,999	+28.9%
香港	10,313	+9.2%	9,295	▲9.9%
オランダ	7,780	+15.9%	7,476	▲3.9%
オーストラリア	4,371	▲33.6%	5,897	+34.9%
フランス	3,712	▲26.7%	4,876	+31.4%
カナダ	2,342	+36.0%	2,871	+22.6%
(参考)EU・英国	15,462	▲5.5%	16,600	+7.4%

出典: 財務省貿易統計(確々報値)

農林水産物・食品の輸出目標

- 「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、**農林水産物・食品の輸出目標として、2030年5兆円を設定**。また、同基本計画では輸出拡大を加速するとともに、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大の連携による相乗効果を通じた「海外から稼ぐ力」の強化に向けた目標を設定。
 - これら目標を達成するため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が改訂（令和7年5月30日・農林水産物・食品の輸出拡大のための輸出国規制への対応等に関する関係閣僚会議）され、輸出重点品目（注）ごとの目標、さらに品目ごとのターゲット国・地域、輸出目標達成のための手段を含む輸出促進策を決定。
- （注） 「輸出重点品目」とは、海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な31の品目を選定。日本産酒類では「清酒」、「ウイスキー」及び「本格焼酎・泡盛」の3品目を選定。

農林水産物・食品の輸出額
【現状】1.5兆円（2024年）→【目標】5兆円（2030年）

農林水産物・食品の
輸出拡大

現地で用いる原材料の輸出をけん引

ECサイト・現地スーパー等での食体験を通じ、訪日意欲を喚起

日本食・食文化の現地での浸透 「本場」の食体験を通じ、日本食のファンに

現地の日本食レストラン等での食体験を通じ、訪日意欲を喚起

食品産業の
海外展開

インバウンドによる
食関連消費の拡大

「本場」の食体験を通じ、日本食を身近に楽しむ

食品産業の海外展開による収益額

【現状】1.6兆円（2022年）→【目標】3兆円（2030年）

インバウンドによる食関連消費額

【現状】2.3兆円（2024年）→【目標】4.5兆円（2030年）

輸出重点品目	ターゲット国・地域	2030年目標 (2024年実績)
清酒	中国、米国、香港、韓国、EU・英国、台湾、シンガポール、その他（東南アジア、中南米等）	760億円 (435億円)
ウイスキー	EU・英国、米国、中国、台湾、その他（東南アジア等）	750億円 (436億円)
本格焼酎・泡盛	中国、米国、台湾、その他（ブラジル、東南アジア等）	50億円 (17億円)

酒類行政の基本的方向性 ~主に産業振興の観点から~ (概要)

【国税庁の任務】「酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収」「酒類業の健全な発達」

酒類業界の現状

国内市場の状況

国内市場は、中長期的に縮小。他方で、清酒の出荷金額単価上昇がみられるなど、高付加価値化の動きも。

酒類輸出の状況

日本産酒類の輸出額は、2020年から2025年の5年間で2.1倍になるなど、急速に増加。

酒類業界の主な課題と国税庁の取組

課題

酒類業の振興

コンプライアンスの確保

高付加価値化等

販路開拓
(輸出促進支援)

原料や人材の
確保、技術支援等

酒税の適正・公平
な課税等

公正な取引環境の
整備、その他社会的
要請への対応

国税庁の取組

- ▶ 「伝統的酒造り」(ユネスコ無形文化遺産)の広報・周知
- ▶ 商品の差別化、ブランド化の推進
- ▶ 地理的表示(GI)制度の活用
- ▶ 表示基準の周知・見直し等

- ▶ 輸出拡大実行戦略の着実な推進
- ▶ 日本産酒類輸出促進コンソーシアムの充実
- ▶ インバウンドへの訴求(酒蔵ツーリズム等)
- ▶ 国際交渉

- ▶ 原料の安定確保の支援
- ▶ 技術相談、醸造講習等を通じた技術支援・人材育成
- ▶ (独)酒類総合研究所を通じた研究・開発
- ▶ 事業の引継ぎ支援

- ▶ 酒類の製造及び販売業免許の適切な運用
- ▶ 酒類製造場・販売場の実態把握
- ▶ 酒類業者の各種義務の適切な履行
- ▶ 実地調査の的確な実施、行政指導の活用
- ▶ 適正な表示、品質・安全性の確保

- ▶ 「酒類の公正な取引」の環境整備と取組の促進(実態調査等)
- ▶ 適正飲酒の推進
- ▶ 20歳未満の者等の飲酒防止対策

酒類業振興支援事業費補助金

令和6年度補正予算 : 7.0億円

令和7年度予算 : 6.0億円

目的

酒類事業者による国内外の新市場開拓などの意欲的な取組及び日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組を支援することにより、酒類業の経営改革・構造転換及び日本産酒類の輸出拡大を図ることを目的とする。

施策概要（令和7年度時点）

【新市場開拓支援枠】

- 商品の差別化による新たなニーズの獲得
- 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
- ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化

補助率：補助対象経費の1/2又は2/3（従業員数が20人以下（卸・小売業は5人以下）の小規模酒類事業者）

補助金額：1件当たり 500万円上限、50万円下限

※ 給与支給の増加計画を達成できない等の場合において、補助金額の一部を返還

【海外展開支援枠】

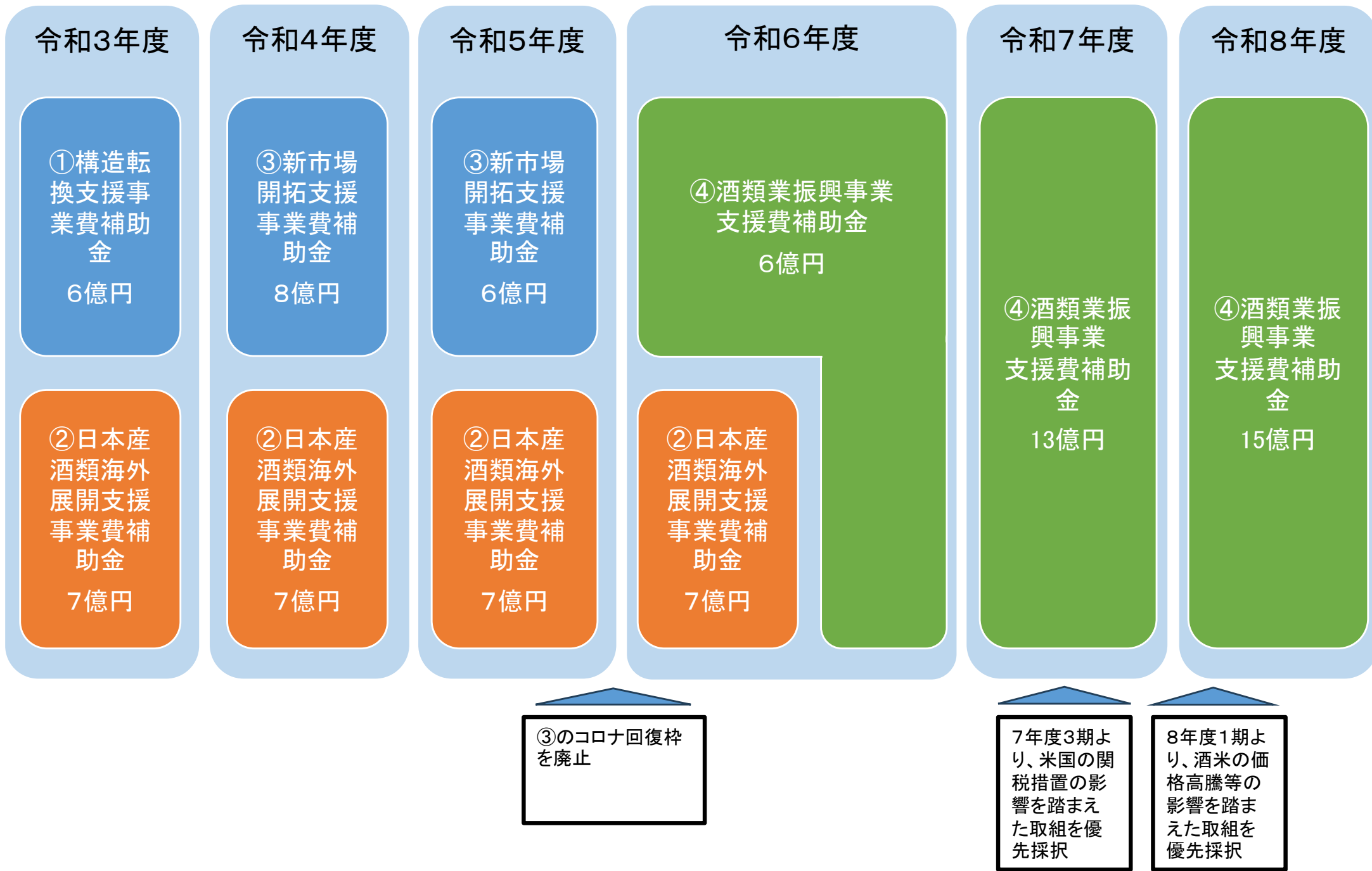
- 酒類事業者による海外販路拡大、商品等の高付加価値化、インバウンドによる海外需要の開拓等の取組
- リソース不足に対応するため上記取組について、複数（3者以上）の酒類事業者が集まって推進する取組

補助率：補助対象経費の1/2

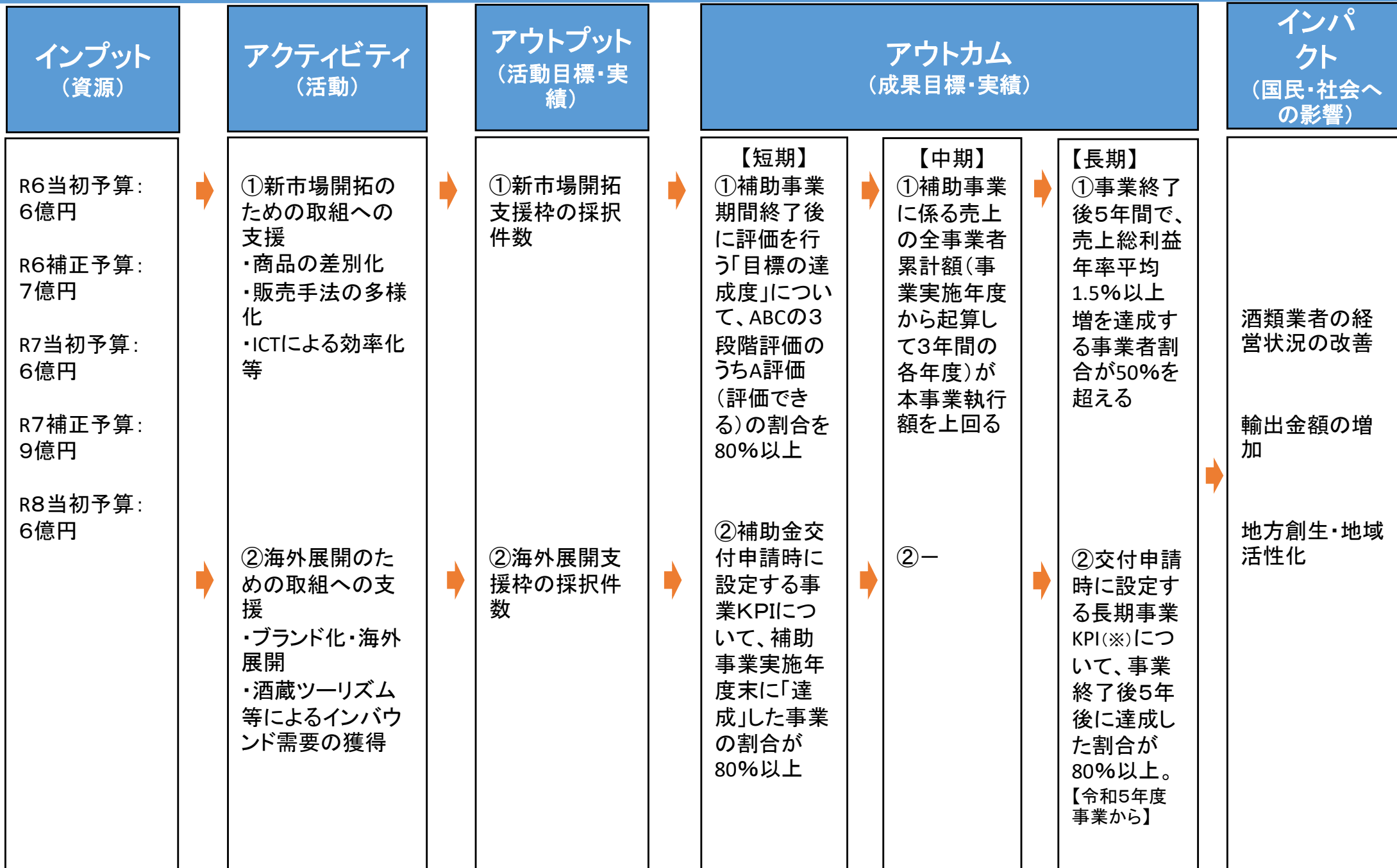
補助金額：1件当たり 1,000万円上限、50万円下限

ただし、複数（3者以上）の酒類事業者が集まって取組を推進する場合の上限額は、1,200万円（3者）、1,300万円（4者）、1,400万円（5者）、1,500万円（6者以上）

酒類事業者向け補助金の沿革



ロジックモデル（酒類業振興支援事業費）



(※) 海外展開支援の長期KPIは ①ブランド化・海外展開の取組の場合は、「輸出金額の増加率」又は「商品単価の増加率」、②酒蔵ツーリズム等によるインバウンド需要の獲得の取組の場合には、「観光客の増加率」又は「観光客単価の増加率」

申請書審査における評価項目

■ 令和8年度 酒類業振興支援事業費補助金【第2期公募要領】

○ 評価項目(抄)

- 1 現状分析
- 2 新規性・先進性
- 3 優位性
- 4 事業実施体制の妥当性
- 5 目標、事業内容の妥当性
- 6 必要経費の妥当性、事業の収益性
- 7 事業の持続性及び将来的な事業展開の可能性
- 8 加点項目

以下の4項目の取り組みを行う事業者に対して審査し、加点を行います。

※ 最大2項目について加点を受けることが可能です。

- ・ 公募締切日より過去5年の間において、事業者等が経営強化法に基づく経営革新計画(以下省略)のいずれかの認定を受けている場合等には加点する。
- ・ パートナーシップ構築宣言を行っている事業者等には加点する。
- ・ (別紙9)「酒米の価格高騰等に関する確認書」の提出があり、その内容から酒米の価格高騰等の影響が確認できる場合であつて、かつ、「補助事業計画書」に記載された本年度に行う取組が当該影響への対応として関連性を有すると認められるときには、加点する。上記に加え、令和8年1月から補助事業開始前に行う(又は行った)酒米農家と連携を図った取組等がある場合、更に加点する。
- ・ (別紙10)「米国関税措置に関する確認書」の提出があり、その内容から米国関税措置の影響が確認できる場合であつて、かつ、「補助事業計画書」に記載された本年度に行う取組が当該影響への対応として関連性を有すると認められるときには、加点する。

酒類業振興支援事業の実施状況等

	実施状況	アウトカム
酒類業振興支援事業 (令和6年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期 応募件数：65件、採択件数：33件 ・第2期 応募件数：105件、採択件数：42件 ・第3期 応募件数：149件、採択件数：58件 <p style="text-align: center;">合 計：319件、採択件数：133件</p>	<p>(短期アウトカム)</p> <p>新市場開拓支援枠 77.6%</p> <p>海外展開支援枠 90.0%</p> <p>(中期アウトカム)</p> <p>令和9年度集計予定</p> <p>(長期アウトカム)</p> <p>令和12年度集計予定</p>
酒類業振興支援事業 (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期 応募件数：144件、採択件数：68件 ・第2期 応募件数：242件、採択件数：98件 ・第3期 応募件数：146件、採択件数：74件 <p style="text-align: center;">合 計：532件、採択件数：240件</p>	<p>(短期アウトカム)</p> <p>新市場開拓支援枠 86.4%</p> <p>海外展開支援枠 92.0%</p> <p>(中期アウトカム)</p> <p>令和10年度集計予定</p> <p>(長期アウトカム)</p> <p>令和13年度集計予定</p>
酒類業振興支援事業 (令和8年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期 応募件数：98件、採択件数：51件 	<p>(短期アウトカム)</p> <p>令和9年度集計予定</p> <p>(中期アウトカム)</p> <p>令和11年度集計予定</p> <p>(長期アウトカム)</p> <p>令和14年度集計予定</p>

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
財務省 (国税庁)	本省と東海財務局の共同調査	600	600	-	▲50

事案の概要

酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的とした事業である。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 目標値の達成状況について

- 本事業の目的に沿った成果が得られるよう、交付決定時の審査において、
 - ・ 設備整備は市場拡大に寄与するか
 - ・ 目標と事業内容は乖離していないか
 について厳格な審査を行うべきである。
- 現地でのPR活動等については、対象国の選定の考え方やPR活動の後の取組までも含めた計画を精査し、**輸出拡大の実現可能性の高い事業者への補助に限定する等の見直しをすべき**である。
補助対象と認められるものについても手段、目標設定が適当か厳格な審査を行うべきである。
- 目標値が未達成の補助事業者に対しては、問題点を明確にさせ、取組による効果が出るよう**補助事業完了後においてもフォローアップすべき**である。

2. 海外展開支援枠について

- 輸出拡大に向けた事業実施体制が整っていないと認められる酒類事業者が主に行う事業については、**補助を行わないこととする等の見直しをすべき**である。
- 小規模な酒類事業者については、企業継続の観点も踏まえた**輸出拡大の必要性や実現可能性を検証する**とともに、輸出のためのリソース不足を補うことで**輸出拡大の可能性があると認められる事業者を支援する仕組みを検討すべき**である。

反映の内容等

1. 目標値の達成状況について

- 国税庁において、本事業の目的に沿った成果が得られるよう、審査担当者に、**目標と事業内容は乖離していないかなど**の審査基準を再周知し、**厳格な審査**となるように徹底することとした。
- 現地でのPR活動等については、対象国における輸出拡大の可能性を**これまでの輸出実績やリソース等の観点など、手段や目標設定が適当となっているかに特に注意し、厳格な審査**を行うこととした。
- 目標値が未達成の補助事業者に対しては、**①補助事業の遅れによるKPI未達を防止するため、毎月の進捗管理を徹底する、②実績報告書において、未達成の要因分析を記載させる、③補助事業完了後も、事業目的達成に向けたフォローアップを行う**こととした。

2. 海外展開支援枠について

- 国税庁において、令和7年9月以降、輸出を行っていくための社内体制が整っているか等、**リソースが十分かといった観点から特に注意して審査**することとし、体制が不十分と認められる事業者は原則として**単独では補助を行わない**こととした。(反映額: ▲50百万円)
- 小規模な酒類事業者については、各国税局において**伴走支援**を行い、自力で海外渡航する資金やノウハウがないといった**酒類製造者と、輸出業務を行う事業者が一体となることで輸出拡大を目指す取組を支援する仕組みを構築**することとした。

參考資料

財務省設置法

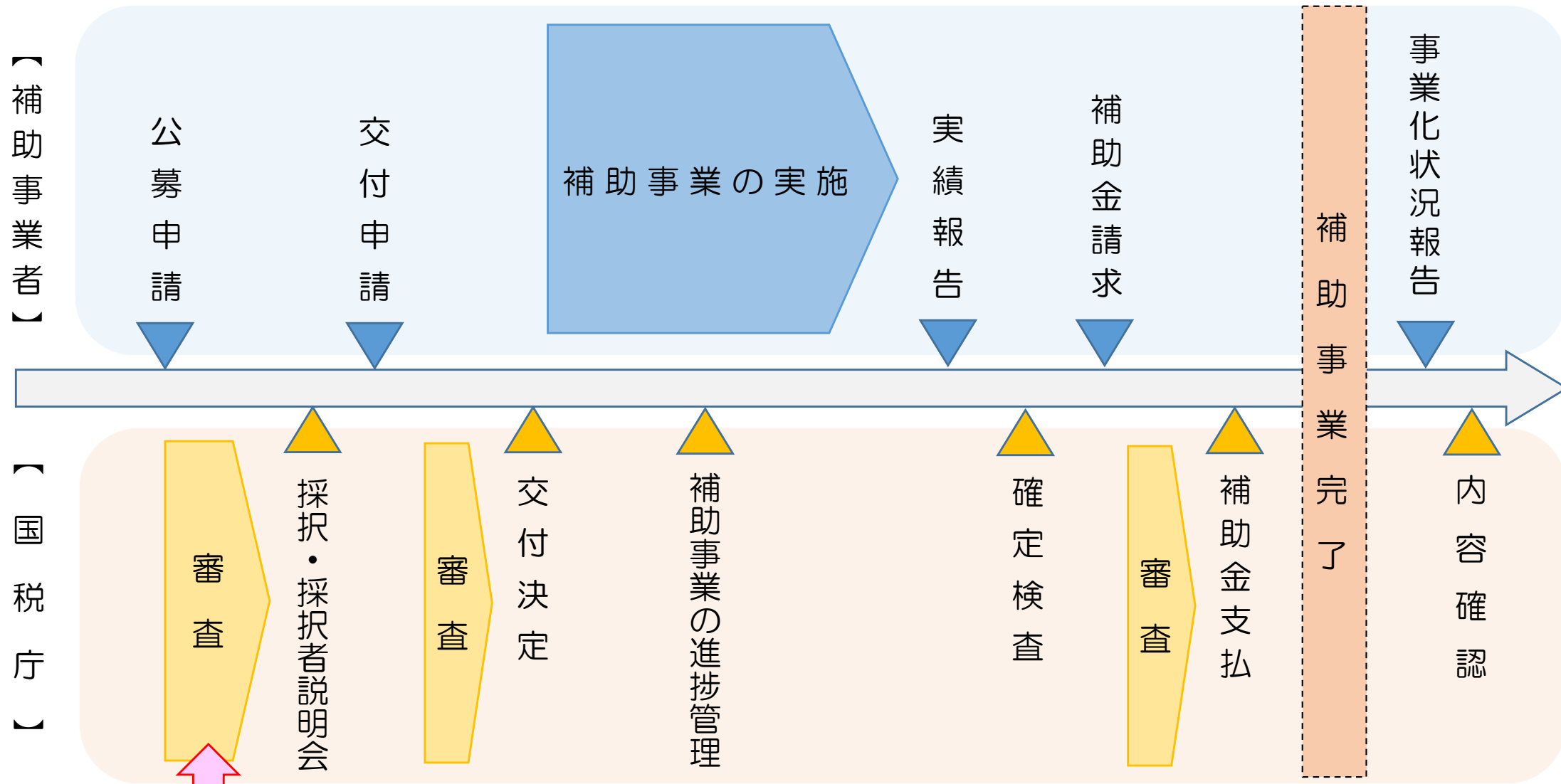
任務
(第十九条)

国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

所掌事務
(第四条)

十九 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び安全性の確保に関すること。

補助金事業の流れ【国税庁による直接執行】



- 国税庁の他、外部審査員が、事業者等から提出された応募書類について審査を実施。
- 審査は、評価採点方式で合計100点満点となるように設計。公募要領で定める「評価基準」により設定された評価項目に基づき採点。

日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業の概要

海外販路開拓支援事業

販路拡大

- ① 海外大規模展示会への出展支援や酒類輸出コーディネーターによる商談会の開催等
- ② 酒類製造者と輸出卸・商社とのマッチングや海外販路開拓を支援する日本産酒類輸出促進コンソーシアムの運用
- ③ 輸出先国の消費者の嗜好や販路開拓手法等に係る海外市場調査・情報収集

国際的プロモーション事業

認知度向上

- ① インバウンド等に対する日本産酒類の魅力発信
- ② 日本産酒類の認知度向上のための一般消費者向けイベント等



「伝統的造り」に関する国内外の認知度を高める



国内外での各種プロモーションイベントの開催



クルーズ船での沖縄県産酒類PR



大規模展示会への出展支援

日本産酒類ブランド化推進事業

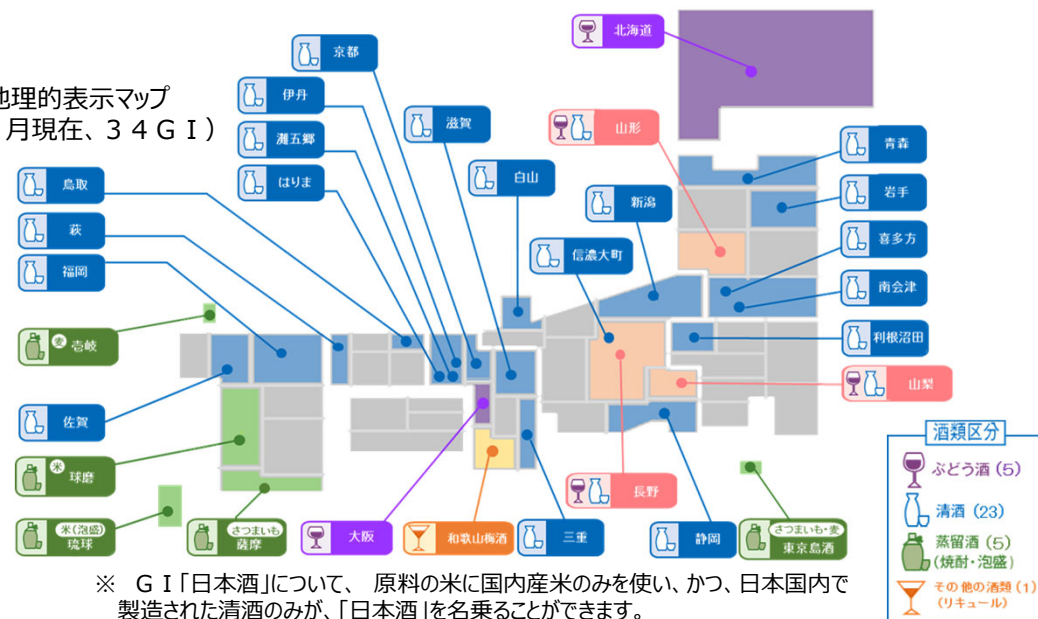
高付加価値化

- ① 地理的表示 (GI) のPRや活用促進
- ② 酒類の国際的教育機関との連携
- ③ 商品の差別化・高付加価値化等のための技術支援



国税局鑑定官（お酒の専門家）による技術相談への助言

酒類の地理的表示マップ
(令和8年2月現在、34GI)



行政事業レビューと実績評価との関係について

令和6事務年度国税庁実績評価書における、本事業を含む実績目標は次のとおり。

【実績目標】

実績目標（大）2：酒類業の健全な発達の促進

【施策】

実2-1：日本産酒類の輸出促進の取組

【定量的な測定指標】

実2-1-A-2：日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援
（内 酒類事業者向け補助金による支援）



【本事業と実績評価との関係】

本事業（酒類業振興支援事業）の目的である、酒類事業者による日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの取組支援を通じた日本産酒類の輸出促進等は、実績目標「酒類業の健全な発達の促進」の施策と軌を一にするものである。

なお、本事業の実績は、同施策における定量的な測定指標「日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援」の実績にも反映している。

※1 令和6事務年度国税庁実績評価書においては、「施策 実2-1」の評価は「a 相当程度進展あり」としている。

※2 令和7事務年度国税庁実績評価書は、令和8年10月末作成・公表予定